

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十五号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田 中 栄 次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示

1 指示の内容

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する有明海において、令和八年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

ガザミを採捕される皆様へ

ガザミの採捕禁止 (6/1~6/15)

有明海では、6月1日~6月15日の間、**漁業者だけでなく一般の方もガザミをたも網その他のすくい網で採捕することは禁止されています!!**

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による規制です。

有明海の概略

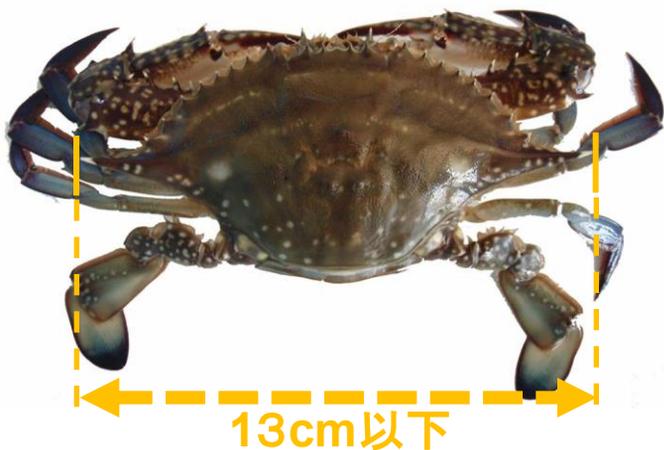


※有明海とは・・・

委員会指示の対象となる「有明海」は以下の直線及び陸岸によって囲まれた海面です。

- ・長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- ・熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- ・熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- ・熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

※周年、全甲幅長13cm以下の小型ガザミの再放流にも取り組んでいます。



ガザミ資源の保護・回復にご協力を!!

有明海のガザミ資源は依然低位のまま

ガザミ資源回復の取組を実施中

有明海ガザミ広域資源管理方針（令和3年3月18日公表）に基づき資源回復のための取組として

- ①抱卵ガザミ(黒デコ※)の保護（再放流・一時蓄養）
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長13cm以下）
- ③軟甲ガザミの再放流に努める
- ④たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ⑤種苗放流

などが行われています。

※ 黒デコとは、数日後にはふ化する受精卵（黒い卵）を持つ雌ガザミのこと。

有明海の概略



抱卵ガザミ(黒デコ)の保護



小型ガザミの再放流(全甲幅長13cm以下)

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

ガザミ資源の保護・回復 に取り組んでいます!!

有明海では、ガザミの資源が大きく減少していることから、資源回復のために

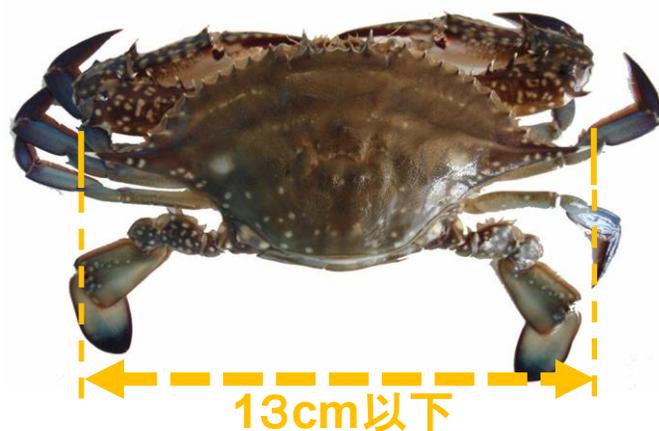
- ①卵を持っている雌ガザミの保護
- ②小型ガザミの再放流（全甲幅長13cm以下）
- ③たも網その他のすくい網による採捕禁止（6/1～6/15）*
*漁業者だけでなく一般の方も採捕禁止
- ④軟甲ガザミの再放流に努める
- ⑤種苗放流

などに取り組んでいます。



卵を持っている雌ガザミは放卵するまで保護しています。

資源保護、価値向上を図るため、軟甲ガザミの再放流に努めます。



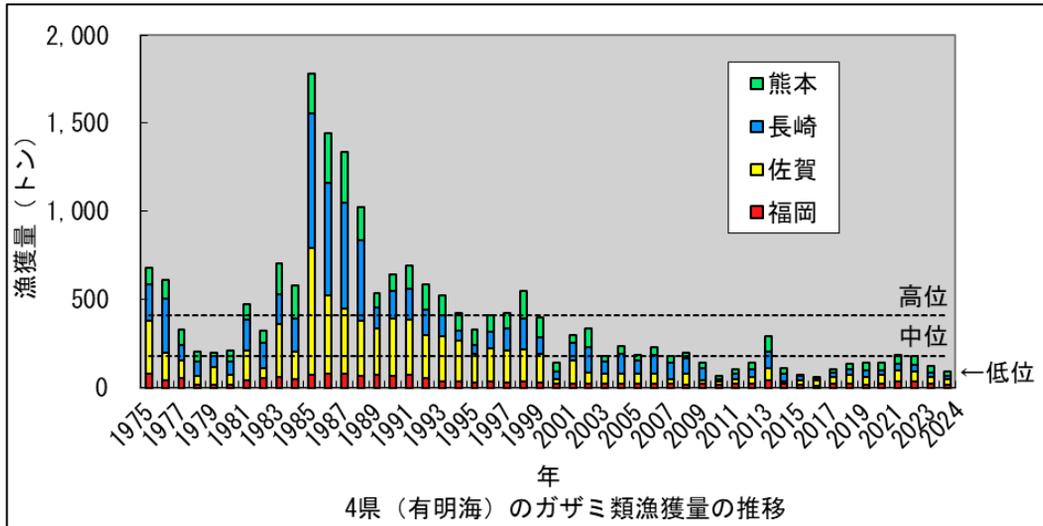
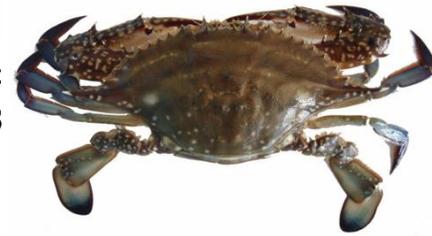
甲羅の長さが13cm以下の小型ガザミは再放流しています。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 水産庁九州漁業調整事務所
(問合せ先：TEL092-273-2004)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・農林水産統計（1975～2008年）および各県の標本船調査等の推定（2009～2024年）によるとガザミの漁獲量は、平成28年（2016年）に過去最低の59トン記録したが、令和6年（2024年）は90トンであった。
- ・漁獲量及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位。



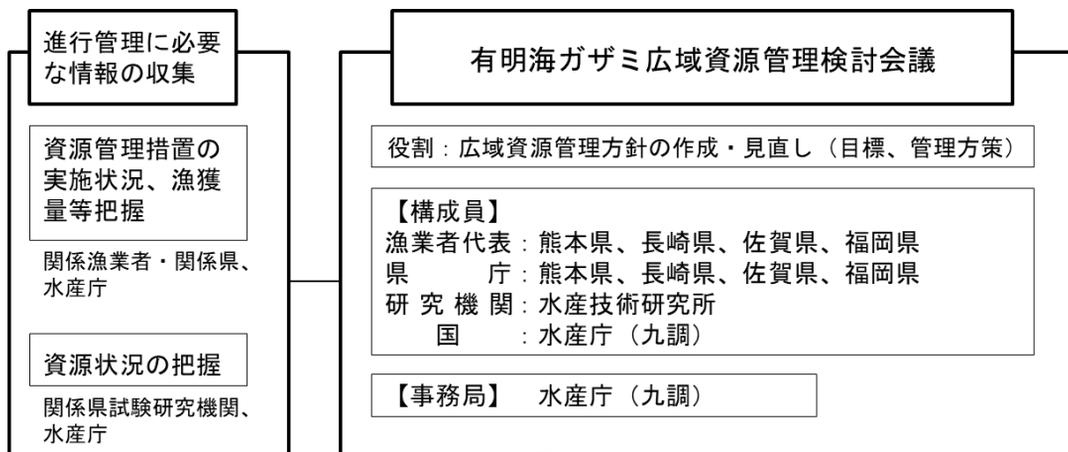
広域に分布・回遊するガザミ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図る。

3. 「ガザミ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業：刺網、かご、小型機船底びき網、たも網その他のすくい網等)

○漁獲努力量の削減措置

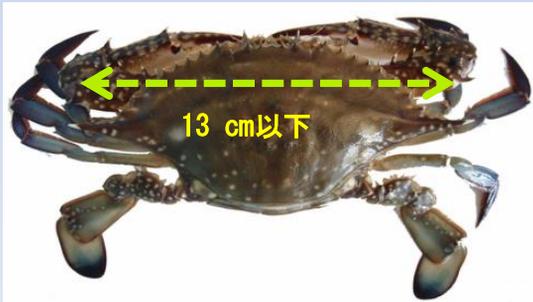
①放卵ガザミ（黒デコ）の保護

・抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保。



②小型ガザミの再放流

・全甲幅長13 cm以下の小型ガザミ再放流。

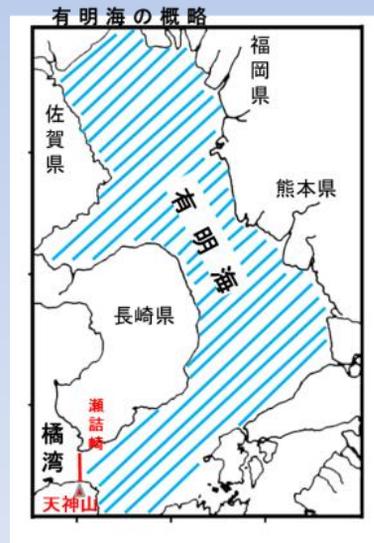


③軟甲ガザミの再放流

・資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④採捕禁止期間の設定

・産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、たも網その他のすくい網によるガザミ採捕を禁止。



実効性を担保



広域漁業調整委員会指示

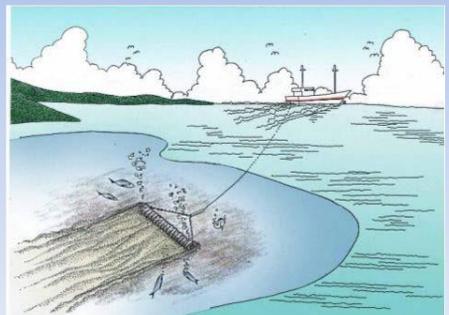
○資源の積極的培養措置

・健全種苗及び適地への種苗放流を実施。



○漁場環境保全措置

・覆砂、漂流物の回収等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。



有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

改正後	現行
<p>有明海ガザミ広域資源管理方針</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 8 年 2 月 2 日 作成</p> <p>1 はじめに</p> <p>有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成 20 年度（2008 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の間、資源回復計画（平成 20 年度～平成 23 年度）や広域資源管理方針（平成 24 年度～<u>令和 7 年度</u>）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、<u>令和 8 年度（2026 年度）</u>以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。</p> <p>注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第 2 条で定義する海面をいう。</p> <p>2 資源の現状と広域資源管理の必要性</p> <p>（1）資源の特性と資源水準等の現状</p> <p>① 資源の特性</p> <p style="color: red;">有明海で漁獲されるガザミは、有明海、八代海、橘湾、天草西海に分布し、<u>広範囲に移動する</u>。波の穏やかな内湾の水深 30m ほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は<u>ヨコエビ類、フジツボ類、多毛類、二枚貝類などを捕食する</u>。最高齢は、雄が約 2 年、雌が約 3 年であり、<u>生後 6 か月ほどで全甲幅長 16～17cm に達すると推定される</u>。</p> <p style="color: red;">1 歳未満から成熟し、抱卵率は全甲幅長 22cm で最大になる。主な産卵場所は<u>有明海湾中部から湾奥部</u>であると推定され、産卵時期は <u>4～9 月</u>（盛期は <u>5～8 月</u>）で、年 3 回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は 2～3 週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約 1mm）からメガロパ幼生期（約 2～3mm）の通常 2～4 週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約 4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは 5 cm 程度までに成長すると干潟から離れ、水深 5m 位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。</p>	<p>有明海ガザミ広域資源管理方針</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 3 年 3 月 9 日 作成</p> <p>1 はじめに</p> <p>有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成 20 年度（2008 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の間、資源回復計画（平成 20 年度～平成 23 年度）や広域資源管理方針（平成 24 年度～<u>令和 2 年度</u>）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、<u>令和 3 年度（2021 年度）</u>以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。</p> <p>注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第 2 条で定義する海面をいう。</p> <p>2 資源の現状と広域資源管理の必要性</p> <p>（1）資源の特性と資源水準等の現状</p> <p>① 資源の特性</p> <p>ガザミは、波の穏やかな内湾の水深 30 m ほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性は海藻なども食べるが、肉食性が強く、小魚、ゴカイ、貝類など、いろいろな小動物を捕食する。寿命は、雄で 1 年半、雌で 3 年と推定されている。</p> <p>主な産卵場所は、<u>有明海湾中央・湾口部、湾外（橘湾）</u>であると推定され、産卵時期は <u>5～10 月</u>（盛期は <u>6～8 月</u>）で、年 3 回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は 2～3 週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約 1mm）からメガロパ幼生期（約 2～3mm）の通常 2～4 週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約 4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは 5 cm 程度までに成長すると干潟から離れ、水深 5 m 位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。</p> <p>「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長 15 cm 前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わる</p>

有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長 15 cm 前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、昭和 50 年（1975 年）以降増減を繰り返しながら、昭和 60 年（1985 年）には最高の 1,781 トンとなり、その後徐々に減少し、平成 28 年（2016 年）には過去最低の 59 トンとなり、令和 6 年（2024 年）に 90 トンとなった。なお、昭和 50 年～平成 20 年（1975～2008 年）は農林水産統計年報における有明海ガザミの漁獲量に基づき、平成 21 年（2009 年）以降は各県独自の標本船調査等からの推定漁獲量に基づく（図 1 参照）。

昭和 50 年～令和 5 年（1975～2024 年）の漁獲量を三分位数で分割した結果から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

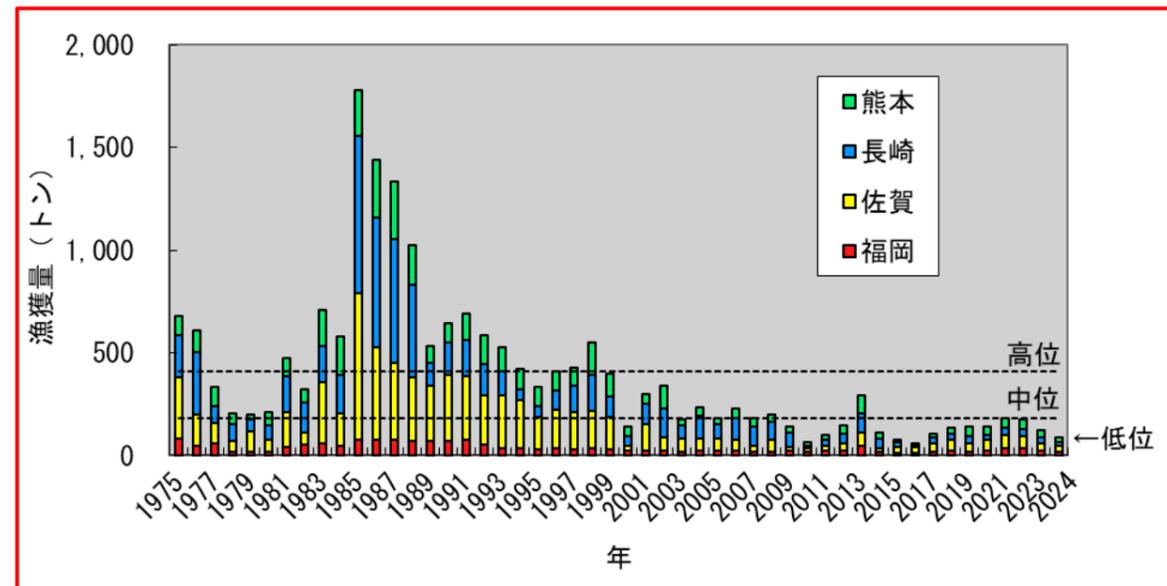


図 1 4 県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移

農林水産統計年報（1975～2008 年）、各県の標本船調査等からの推定漁獲量（2009～2024 年）より作成

（2）広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

のは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、農林水産統計年報によると漁獲量は、昭和 50 年（1975 年）以降増減を繰り返しながら、昭和 60 年（1985 年）には最高の 1,781 トンとなり、その後徐々に減少し、平成 28 年（2016 年）には過去最低の 59 トンとなり、平成 30 年（2018 年）には 82 トンとなった。

漁獲量（農林水産統計年報）及び関係県の調査から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

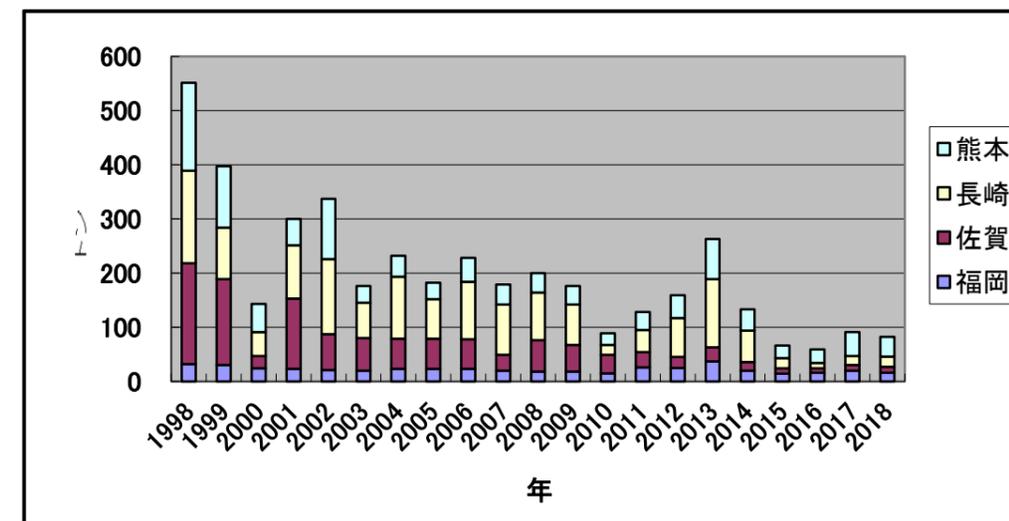


図 1 4 県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移

農林水産統計年報より作成

（2）広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

そのため、令和 8 年度(2026 年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注 1）を主体に、かご漁業（注 2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている（表 1 および図 2 参照）。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県名	漁業種類	管理区分	隻数 <u>(注3)</u>			
			2021年	2022年	2023年	2024年
福岡県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	387	393	356	347
	<u>かにかご漁業</u>	共同漁業権漁業	4	4	4	4
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	906	925	941	939
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	17	17	16	19
長崎県	<u>雑魚刺網漁業</u>	共同漁業権漁業	140	151	155	133
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	14	14	14	12
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	17	16	15	15
	たもすくい網漁業	自由漁業	54	54	54	54
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	81	81	90	83
	かご漁業	知事許可漁業	28	27	24	24
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	289	不明

各県からの報告により作成

注 1：刺網漁業とは、表 1 の 福岡県及び熊本県の固定式刺し網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県の 雑魚刺網漁業の総称である。

注 2：かご漁業とは、表 1 の 福岡県、佐賀県及び長崎県のかにかご漁業並びに熊本県のかご漁業の総称である。

注 3：表 1 の値は、各県による聞き取り等を行った時点で操業可能な隻数であって、実際に操業した隻数とは必ずしも一致しない。

図 2（略）

そのため、令和 3 年度(2021 年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注 1）を主体に、かご漁業（注 2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県名	漁業種類	管理区分	隻数			
			2016年	2017年	2018年	2019年
福岡県	固定式さし網漁業	知事許可漁業	398	395	406	414
	かご漁業	共同漁業権漁業	13	4	4	4
佐賀県	固定式刺網漁業	知事許可漁業	708	908	930	945
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	8	15	14	17
長崎県	かにさし網漁業	共同漁業権漁業	340	340	340	340
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	310	310	310	310
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	31	31	22	21
	たもすくい網漁業	自由漁業	69	53	56	67
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	107	103	102	102
	かご漁業	知事許可漁業	33	33	28	27
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	不明	不明

各県からの報告による

注 1：刺網漁業とは、表 1 の 福岡県の固定式さし網漁業、佐賀県の固定式刺網漁業、長崎県の かにさし網漁業及び熊本県の固定式刺し網漁業の総称である。

注 2：かご漁業とは、表 1 の 福岡県及び熊本県のかご漁業並びに 佐賀県及び長崎県のかにかご漁業である。

(新設)

図 2（略）

有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

② (略)

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「生き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チョイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上を1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成23年(2011年)以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② (略)

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている(表2参照)。

② (略)

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「生き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約7割が県内消費であり、残りの2～3割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チョイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では4割以上が1尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成23年以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② (略)

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている。

有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海） 単位：千尾

県名	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
福岡県	2,061	1,784	2,403	2,592	1,964
佐賀県	1,298	2,425	627	1,628	2,126
長崎県	2,350	2,605	2,279	3,300	3,300
熊本県	1,983	1,865	1,707	1,585	2,110
合計	7,692	8,679	7,016	9,105	9,500

注：放流時期は5～9月

有明海ガザミ広域資源管理検討会議の報告データより作成

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、覆砂、漂流物の回収等が実施されている。

4（略）

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（1）漁獲努力量の削減措置

①（略）

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長 13 cm 以下のガザミは直ちに再放流することとする。

（1）③～（4）（略）

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措置	取組内容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁日 サイズ	毎週土曜日休漁 全甲幅長 15 cm 以下の再放流
熊本県	休漁日	許可期間中 60 日以上休漁（刺し網・一部地域）

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海） 単位：千尾

県名	2015	2016	2017	2018	2019
福岡県	399	1,008	632	1,242	1,425
佐賀県	981	449	806	2,177	676
長崎県	481	683	481	447	1,840
熊本県	728	799	873	1,736	1,792
合計	2,589	2,939	2,792	5,602	5,733

注：放流時期は6～9月

出典：各県からの聞き取り

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等が実施されている。

4（略）

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（1）漁獲努力量の削減措置

①（略）

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長 12 cm 以下のガザミは直ちに再放流することとする。

（1）③～（4）（略）

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措置	取組内容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
	サイズ	全甲幅長 13 cm 以下の再放流
	休漁日	毎週土曜日休漁
佐賀県	サイズ	全甲幅長 15 cm 以下再放流

有明海ガザミ広域資源管理方針の新旧対照表

長崎県	休漁日	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第 <u>1</u> 及び第 <u>3</u> 土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間		熊本県	休漁日	許可期間中60日以上 の休漁（刺し網・一部地域） 全甲幅長13cm以下の再放流（ すくい網、刺し網・一部地域 ）
				長崎県	休漁日	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日15時から24時間と第 <u>2</u> 及び第 <u>4</u> 土曜日の翌日15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日15時から24時間 ※H30年4月1日からは許可の条件となる。
					サイズ	全甲幅長13cm以下の再放流

6（略） 7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策 <u>（削除）</u> （ <u>1</u> ）資源の積極的培養措置に対する支援措置 国及び県は、5の（2）に掲げる措置を積極的に推進する。 （ <u>2</u> ）漁場環境の保全に対する支援措置 国及び県は、5の（3）に掲げる措置を積極的に推進する。 8（略） 9 広域資源管理方針の取扱い （1）（略） （2）有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、 <u>令和8年（2026年）</u> 4月1日から <u>令和13年（2031年）</u> 3月31日までとし、必要に応じて、見直しを行う。 （3）（略）	6（略） 7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策 （1）漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策 <u>広域資源管理方針の実施に伴う休漁等による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を図る。</u> （2）資源の積極的培養措置に対する支援措置 国及び県は、5の（2）に掲げる措置を積極的に推進する。 （3）漁場環境の保全に対する支援措置 国及び県は、5の（3）に掲げる措置を積極的に推進する。 8（略） 9 広域資源管理方針の取扱い （1）（略） （2）有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、 <u>令和3年（2021年）</u> 4月1日から <u>令和8年（2026年）</u> 3月31日までとし、必要に応じて、見直しを行う。 （3）（略）
---	--

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和8年2月2日

有明海ガザミ広域資源管理方針

令和8年2月2日作成

1 はじめに

有明海（注）に広域に分布回遊するガザミの資源を回復させるために、平成20年度（2008年度）から令和2年度（2020年度）の間、資源回復計画（平成20年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～令和7年度）に基づく取組（抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流、採捕禁止期間の設定等）を関係漁業者、関係県、研究機関及び水産庁間において連携・協力して実施してきたところである。しかしながら、依然として資源状況は低位水準であり、引き続き資源管理に取り組むことが不可欠となっていることから、今回、令和8年度（2026年度）以降の有明海ガザミ広域資源管理方針を作成する。

注：『有明海』とは、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第2条で定義する海面をいう。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

有明海で漁獲されるガザミは、有明海、八代海、橘湾、天草西海に分布し、広範囲に移動する。波の穏やかな内湾の水深30mほどまでの砂泥域に生息し、夜行性で昼間は砂泥の中に潜っているが、餌をとるために夕方から朝方にかけて浮上したところを漁獲される。食性はヨコエビ類、フジツボ類、多毛類、二枚貝類などを捕食する。最高齢は、雄が約2年、雌が約3年であり、生後6か月ほどで全甲幅長16～17cmに達すると推定される。

1歳未満から成熟し、抱卵率は全甲幅長22cmで最大になる。主な産卵場所は有明海湾央部から湾奥部であると推定され、産卵時期は4～9月（盛期は5～8月）で、年3回程度産卵するものと考えられる。産卵からふ化するまでの期間は2～3週間程度で、ふ化後はゾエア幼生期（約1mm）からメガロパ幼生期（約2～3mm）の通常2～4週間の浮遊期間を経て稚ガニ（約4～5mm）に変態する。干潟域に着底した稚ガニは5cm程度までに成長すると干潟から離れ、水深5m位に生息域が拡大する。水温の下降とともに摂餌活動を停止して深所へ移動し、越冬する。

「一番仔」と言われる春生まれのガザミは秋までには全甲幅長15cm前後の成体となり繁殖に加わるが、夏生まれの「二番仔」が成体になり繁殖に加わるのは翌年である。

② 資源水準の現状と漁獲量の推移

ガザミは、市場（漁協）を通さない自主流通があること等から、詳細な漁獲・流通実態の把握は十分ではない面があるが、有明海のガザミの漁獲量は年変動が激しいものの、昭和 50 年(1975 年)以降増減を繰り返しながら、昭和 60 年(1985 年)には最高の 1,781 トンとなり、その後徐々に減少し、平成 28 年(2016 年)には過去最低の 59 トンとなり、令和 6 年(2024 年)に 90 トンとなった。なお、昭和 50 年～平成 20 年(1975～2008 年)は農林水産統計年報における有明海ガザミの漁獲量に基づき、平成 21 年(2009 年)以降は各県独自の標本船調査等からの推定漁獲量に基づく(図 1 参照)。

昭和 50 年～令和 5 年(1975～2024 年)の漁獲量を三分位数で分割した結果から判断して、資源水準は低位であると考えられる。

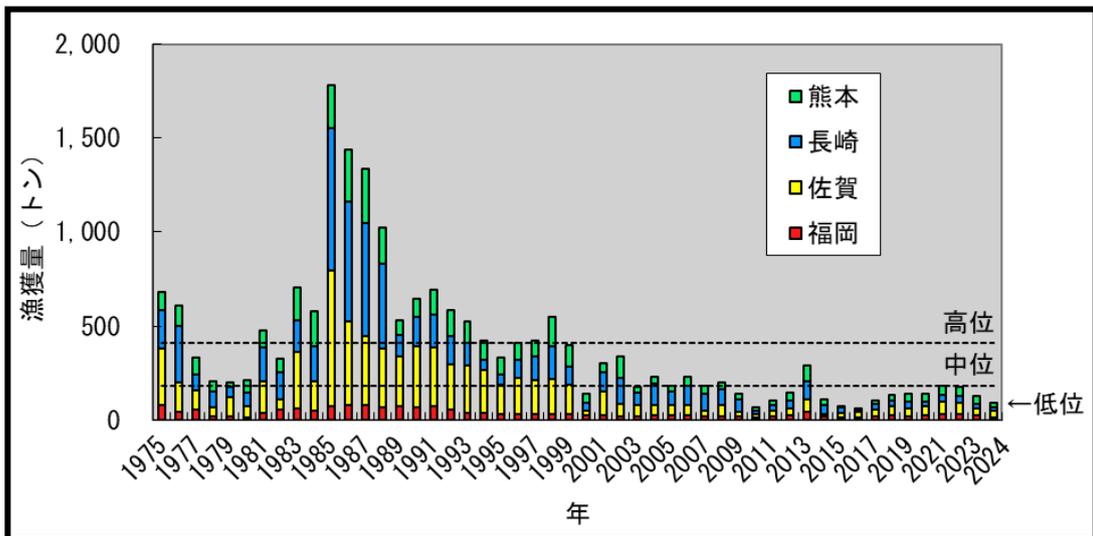


図 1 4 県（有明海）のガザミ類漁獲量の推移

農林水産統計年報(1975～2008 年)、各県の標本船調査等からの推定漁獲量(2009～2024 年)より作成

(2) 広域資源管理の必要性

有明海に広域に分布回遊するガザミ資源は、これまで資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であると考えられるため、継続した取り組みが不可欠となっている。

そのため、令和 8 年度(2026 年度)以降も、引き続き関係漁業者、関係県及び国が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが重要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

有明海におけるガザミは、刺網漁業（注1）を主体に、かご漁業（注2）、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲されている（表1および図2参照）。

表1 県別・漁業種類別隻数の推移（有明海）

県名	漁業種類	管理区分	隻数（注3）			
			2021年	2022年	2023年	2024年
福岡県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	387	393	356	347
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	4	4	4	4
佐賀県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	906	925	941	939
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	17	17	16	19
長崎県	雑魚刺し網漁業	共同漁業権漁業	140	151	155	133
	かにかご漁業	共同漁業権漁業	14	14	14	12
	小型機船底びき網漁業	知事許可漁業	17	16	15	15
	たもすくい網漁業	自由漁業	54	54	54	54
熊本県	固定式刺し網漁業	知事許可漁業	81	81	90	83
	かご漁業	知事許可漁業	28	27	24	24
	たもすくい網漁業	自由漁業	不明	不明	289	不明

各県からの報告により作成

注1：刺網漁業とは、表1の福岡県及び熊本県の固定式刺し網漁業、佐賀県の固定式刺し網漁業、長崎県の雑魚刺し網漁業の総称である。

注2：かご漁業とは、表1の福岡県、佐賀県及び長崎県のかにかご漁業並びに熊本県のかご漁業の総称である。

注3：表1の値は、各県による聞き取り等を行った時点で操業可能な隻数であって、実際に操業した隻数とは必ずしも一致しない。

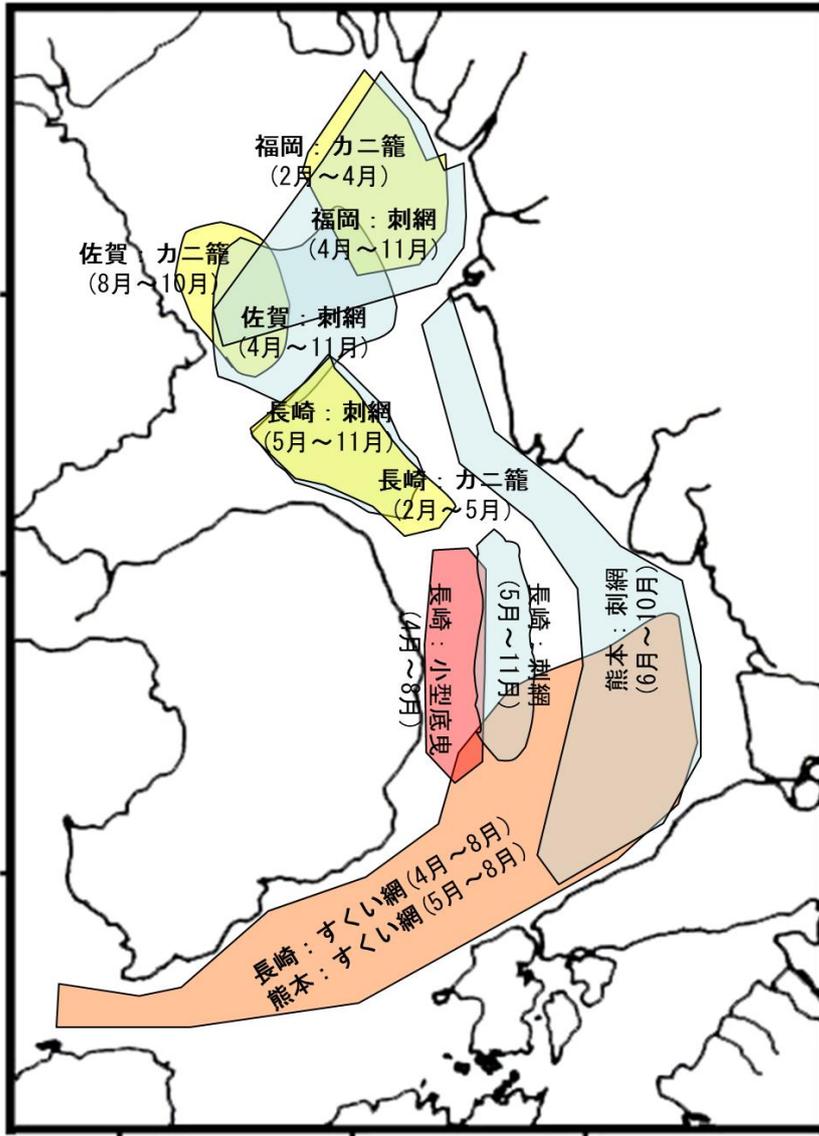


図2 漁業者聞き取りによるガザミの漁法別漁場分布図及び主漁期

② 漁業形態及び経営の現状

有明海におけるガザミを漁獲対象としている漁業は、家族経営体で営まれる刺し網漁業、かご漁業等（表1参照）であるが、そのほとんどは3～5トンの漁船に2人（夫婦が多い）が乗り込んで操業する形態の漁業である。

漁業操業の形態は、ガザミのみを漁獲する、いわゆる専業者は少なく、潜水器漁業、タコ漁業、その他の刺網、ノリ養殖等各種漁業との兼業による漁家経営が行われているが、ノリ養殖以外の漁業も水揚が不安定な状況であり、漁業経営は非常に厳しい状況にある。

③ 消費と流通の現状

漁獲されたガザミの大部分は地元の市場にすべて「生き」扱いで水揚げされ、小売店やスーパーに出荷されている。また、漁業者から直接飲食店等へ流通するものもあることが知られている。最終消費地は約 7 割が県内消費であり、残りの 2 ～3 割が隣接県に出回っているものと推測される。

ガザミの価格は甲羅の触診により評価・区別される個体形質によって異なっている。すなわち甲羅が硬い順に「硬(カタ)」、「寸(チョイ)」、「ヤワ(ヤワラ)」であり、硬いものほど単価が高い。また、すべての個体形質で出荷サイズが大きいほど単価が高い傾向が見られる。販売方法では 4 割以上を 1 尾丸売りが占めており、価格は、盆と漁獲が少ない年末に高く、また、雄は夏場に高く、雌は冬場に高い。佐賀県太良町では「竹崎ガニ」、長崎県では「有明ガネ」や「たいらガネ」の名称で、ガザミのブランド化を図るとともに、直売会等のイベントにも積極的に取り組んでいる。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

有明海のガザミを漁獲対象とした刺網漁業、かご漁業、小底漁業は知事許可漁業及び共同漁業権漁業として管理されているが、長崎県と熊本県で行われているたも網その他のすくい網による採捕はいわゆる自由漁業である。また、過去には資源回復計画に基づき抱卵ガザミの保護及び小型ガザミの再放流の取組が行われてきたが、平成 23 年(2011 年)以降は、抱卵ガザミの保護のため、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づくたも網その他のすくい網によるガザミの採捕禁止措置が講じられてきている。

② 遊漁の規制

遊漁によるたも網その他のすくい網によるガザミの採捕についても、上記①の広域漁業調整委員会指示に基づく採捕禁止措置の対象となっている。

③ 資源の積極的培養措置

関係県により積極的な種苗放流が実施されている(表 2 参照)。

表2 ガザミ種苗放流実績（有明海） 単位：千尾

県名	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
福岡県	2,061	1,784	2,403	2,592	1,964
佐賀県	1,298	2,425	627	1,628	2,126
長崎県	2,350	2,605	2,279	3,300	3,300
熊本県	1,983	1,865	1,707	1,585	2,110
合計	7,692	8,679	7,016	9,105	9,500

注：放流時期は5～9月

有明海ガザミ広域資源管理検討会議の報告データより作成

④ 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっていることから、生育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、覆砂、漂流物の回収等が実施されている。

4 広域資源管理方針の目標

資源水準が依然として低位であることから、漁業経営への影響等を考慮しながら、抱卵ガザミ、軟甲（甲羅の軟らかい）ガザミ及び小型ガザミの保護、採捕禁止期間の設定並びに積極的な培養措置を行うことにより、資源の減少に歯止めをかけ、漁獲量から見た現状の資源水準の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

ガザミを採捕する関係者においては、次の漁獲努力量の削減措置等を実施し、必要に応じて見直しを行うこととする。

（1）漁獲努力量の削減措置

① 抱卵ガザミの保護

抱卵ガザミの再放流又は一時蓄養により産卵機会を確保する。

② 小型ガザミの再放流

小型ガザミの保護のため、関係する全ての漁業・地区において、全甲幅長 13 cm以下のガザミは直ちに再放流することとする。

③ 軟甲ガザミの再放流

資源保護のみならず、漁獲物の価値向上を図るため、軟甲ガザミは再放流に努める。

④ 採捕禁止期間の設定

抱卵ガザミ保護のため、産卵期間（6月～8月）のうち15日間は、た

も網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止する。

(2) 資源の積極的培養措置

より一層の資源の回復を図るため、関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

(3) 漁場環境の保全措置

有明海はガザミの重要な産卵場及び育成場にもなっており、成育場の環境改善や漁場としての生産力の回復を図るため、海底耕うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

(4) その他

上記措置よりも厳しい基準で自主規制に取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努め、漁業経営への影響に考慮しつつ、導入可能なものから、随時、自主的な措置として取り組んでいくこととする。

【上記措置以外の自主的取組措置】

県名	措置	取組内容
福岡県	休漁日	6月～8月の土曜日休漁
佐賀県	休漁日 サイズ	毎週土曜日休漁 全甲幅長 15 cm以下の再放流
熊本県	休漁日	許可期間中 60 日以上の休漁（刺し網・一部地域）
長崎県	休漁日	有明海における小型機船底びき網漁業において ●5月1日から8月15日の土曜日 15時から24時間と第1及び第3土曜日の翌日 15時から24時間 ●11月1日から2月28日（又は29日）の土曜日 15時から24時間

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する担保措置

本方針に基づく有明海におけるガザミ採捕禁止期間の設定については、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により、その実効性を担保することとする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する支援策

(1) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

国及び県は、5の(2)に掲げる措置を積極的に推進する。

(2) 漁場環境の保全に対する支援措置

国及び県は、5の(3)に掲げる措置を積極的に推進する。

8 広域資源管理の実施に伴う進行管理

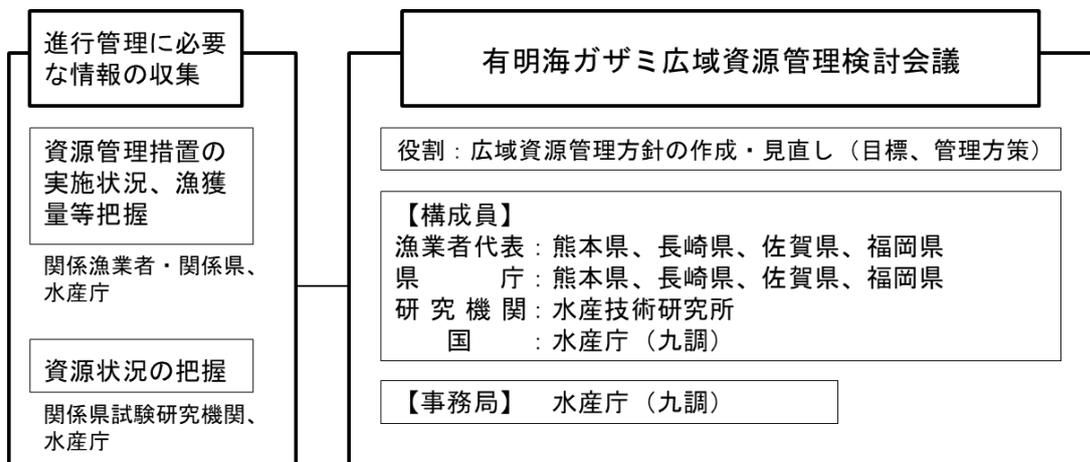
(1) ガザミ広域資源管理検討会議の設置

- ① 本会議は、有明海に広域に分布回遊する有明海ガザミの広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係漁協等を構成員として、資源水準、漁業経営等を踏まえた「有明海ガザミ広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的とした「有明海ガザミ広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び関係県漁業者代表、水産研究・教育機構水産技術研究所、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針作成・見直しについては、日本海・九州西広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 有明海ガザミ広域資源管理方針の実施期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までとし、必要に応じて、見直しを行う。
- (3) 有明海ガザミ広域資源管理方針は、関係県の資源管理方針に反映させる。